

## 閉校物品販売等実施要領

### 1 はじめに

三木市では、循環型社会の推進に向けた取り組みとして、閉校によって不用となった物品の販売等を実施します。

物品の購入等をご希望の方は、この「閉校物品販売等実施要領」記載の条件や注意事項を確認の上、お申込みください。

### 2 実施内容（今後の予定を含む）

(1)現地内覧会(内覧会に参加しなくても物品の購入等は可能)

(2)市内向け販売

(3)市内・市外向け販売(上記(2)で物品が残った場合に実施)

(4)市内向け無償譲渡会(上記(3)で物品が残った場合に実施)

(5)市内・市外向け無償譲渡会(上記(4)で物品が残った場合に実施)

※(3)市内・市外向け販売を実施する場合は、令和6年7月17日(水)に市ホームページでお知らせする予定です。

※(4)市内向け無償譲渡会、(5)市内・市外向け無償譲渡会を実施する場合は、令和6年8月7日(水)に市ホームページでお知らせする予定です。

市ホームページ URL

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/10/69069.html>

### 3 参加資格等について

①市内向け販売、市内向け無償譲渡会：市内にお住まいの方又は市内に事業所等がある法人のみ参加できます。

②現地内覧会、市内・市外向け販売、市内・市外向け無償譲渡会：居住地等に関する参加資格の制限はありません。

ただし、下記(1)(2)に該当する方は参加できません。(資格確認のため、必要な官公庁へ照会を行う場合があります。)

(1)地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号に該当する者

(2)三木市暴力団排除条例(平成24年三木市条例第1号)第6条により、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者

【地方自治法施行令】

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1)契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2)競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4)地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5)正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6)契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7)この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 4 物品について

物品は、別紙「物品リスト」をご覧ください。リスト記載の最低売却価格は1個（セット）あたりの金額です。下記の注意事項をご確認の上、購入申込みをお願いします。

##### 《注意事項》

- ☞ キズや汚れ、一部破損がある物品もありますが、すべて現状での引き渡しとなります。
- ☞ 物品は閉校時(令和3年3月)まで利用していたものですが、従来の性能等を保証するものではありません。
- ☞ 物品の使用にあたり、修理費用などは購入者、譲受者負担となります。
- ☞ 物品の説明や、引渡し時の運搬等における破損や他者への損害、引渡し後の故障や瑕疵等について、三木市は一切の責任を負いません。
- ☞ 物品の運搬費用、その他引渡しにかかる費用・手続き等はすべて購入者、譲受者の負担となります。
- ☞ 転売を目的とした購入はできません。
- ☞ 引渡し後の返品や返金はできません。

#### 5 現地内覧会について

(1) 日時：令和6年6月8日(土)

第1部：10：00～11：00（定員20組）

第2部：11：00～12：00（定員20組）

第3部：13：00～14：00（定員20組）

(2) 会場

三木市志染町井上198番地

旧志染中学校

(3) 申込方法・申込期間

ア 申込書類

「閉校物品現地内覧会参加申込書」（様式1）（以下、「参加申込書」）

※三木市役所財政課及び各市立公民館で配布するほか、市ホームページでもダウンロードできます。

市ホームページ URL

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/10/69069.html>

イ 申込期間 5月28日(火)17：00まで【必着】

## ウ 申込方法

窓口持参、郵送、メール、FAX での申込みが可能です。

### (ア)窓口持参での提出先

①三木市役所 4 階財政課

②各市立公民館（中央公民館、三木南交流センター、別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館、吉川町公民館）

①の受付時間：8：30～17：00（平日のみ）

②の受付時間：8：30～17：00

### (イ)郵送での提出先

〒673-0492

三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市総務部財政課 宛

### (ウ)メールでの提出先(PDFデータのみ)

メールアドレス：[zaisei@city.miki.lg.jp](mailto:zaisei@city.miki.lg.jp)

なお、メールの受信確認を電話で行ってください。

確認先：三木市総務部財政課

電話番号：0794-82-2000(内線 2455)

### (エ)FAXでの提出先

FAX 番号：0794-89-2410

なお、FAXの着信確認を電話で行ってください。

確認先：三木市総務部財政課

電話番号：0794-82-2000(内線 2455)

## (4) その他

①各回定員制のため、参加できない場合があります。

②申込数が定員を超えた場合、参加者をくじにより決定します。あらかじめ定めている当選番号(非公開)に、「参加申込書」に記入した抽選番号 4 桁の数字が近い方から順に参加者を決定します。

③参加者にのみ、「参加申込書」に記載された住所、申込者宛に「受付通知書」を郵送します。「受付通知書」は、内覧会入場の際に必要ですので、大切に保管し、内覧会当日に必ず持参してください。

④駐車場に限りがありますので、参加者 1 組につき車両 1 台 4 人までとします。

⑤内覧会に参加しなくても、購入申込み、無償譲渡への参加は可能です。

## 6 市内向け販売について

### (1) 申込方法・申込期間

#### ア 申込書類

「閉校物品購入申込書兼誓約書」(様式2)(以下、「購入申込書」)

※三木市役所財政課及び各市立公民館

で配布するほか、市ホームページでもダウンロードできます。

市ホームページ URL

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/10/69069.html>

イ 申込期間 6月14日(金)17:00まで【必着】

#### ウ 申込方法

窓口持参、郵送、メール、FAXでの申込みが可能です。

#### (ア)窓口持参での提出先

①三木市役所4階財政課

②各市立公民館(中央公民館、三木南交流センター、別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館、吉川町公民館)

①の受付時間:8:30~17:00(平日のみ)

②の受付時間:8:30~17:00(5/31(金)を除く)

#### (イ)郵送での提出先

〒673-0492

三木市上の丸町10番30号

三木市総務部財政課 宛

#### (ウ)メールでの提出先(PDFデータのみ)

メールアドレス:[zaisei@city.miki.lg.jp](mailto:zaisei@city.miki.lg.jp)

なお、メールの受信確認を電話で行ってください。

確認先 :三木市総務部財政課

電話番号:0794-82-2000(内線2455)

#### (エ)FAXでの提出先

FAX番号:0794-89-2410

なお、FAXの着信確認を電話で行ってください。

確認先 :三木市総務部財政課

電話番号:0794-82-2000(内線2455)

(2) 購入者の決定方法

①「購入申込書」に記載された購入希望金額が、最低売却価格以上の申込者のうち、最高額の方を購入者とします。(販売数が複数の物品は、希望金額が高い順に決定)

②購入者となる購入希望金額が同額の場合、購入者をくじにより決定します。あらかじめ定めている当選番号(非公開)に、「購入申込書」に記入した4桁の数字が最も近い方を購入者とします。

(3) 購入者決定後の流れ

①「購入申込書」に記載された住所、申込者宛に「購入物品通知書」、「納付書」を郵送します。

②「納付書」に記載された金額を、7月10日(水)までに金融機関等で一括納付してください。

※納付した際に受取る領収書は、引渡し時に提示していただく必要がありますので、大切に保管をお願いします。

(4) 物品の引渡し

会場：旧志染中学校(三木市志染町井上 198 番地)

日時：7月14日(日)10:00~15:00

持参するもの

- ・納付後発行される領収書(原本)
- ・個人の方：申込者の本人確認書類(顔、住所、氏名が確認できるもの)
- ・法人の方：最新年度の法人市民税納税証明書

(5) 無効となる行為

次のいずれかに該当する購入、購入希望を行った場合は無効とします。また、購入者が無効となる行為を行った場合、次点の方を購入者とします。

①参加資格のない者の購入申込書

②所定の日時まで提出しなかった購入申込書

③抽選番号、氏名など必要事項の記載がない購入申込書

④購入希望金額、申込者の氏名その他主要部分が判別しがたい購入申込書

⑤購入希望金額が最低売却価格未満の購入申込書

⑥購入者が納期限までに代金を納付しなかった場合

⑦購入者が引渡し当日、時間内に購入物品の引き取りを行わなかった場合

(6) 「購入申込書」作成方法

- ①申込者、物品番号、物品名(「物品リスト」参考)、購入希望金額、抽選番号(数字4桁)等を、黒のボールペンで記入してください。(※消せるボールペンは使用不可です。)
- ②申込は、1人(1法人)につき20点(セット)までとします。
- ③購入希望金額は、日本国通貨(円)を使用し、消費税及び地方消費税(合わせて税率10%)を含めた金額を記入してください。
- ④購入希望金額は、「物品リスト」に記載されている最低売却価格以上で記入してください。